

自転車王国とくしまポタリングdeツーリズム事業仕様書

1 委託業務の名称

自転車王国とくしまポタリングdeツーリズム事業

2 委託業務の目的

「自転車王国とくしま」の取組みをさらに充実させ、ポタリング先進県を目指すための事業及び効果的な情報発信の取組みを実施することにより、生涯スポーツの推進に寄与することを目的とする。

3 委託業務の内容等

(1) ポタリングマスター養成事業の企画運営（講習会5回程度実施）

ミニベロ等の自転車を想定した、収納や修理及びサイクリングガイドができるポタリングマスター養成事業を企画して実施する。

(2) JRや農家民泊等と連携したポタリングイベントの企画運営（年間7回程度）

JRや農家民泊等と連携したポタリングイベントを企画して実施する。

・サイクリング実施に当たっては安全に配慮した企画となっていること。

(3) SNSを活用した情報発信（月15回程度更新）

「自転車王国とくしま」インスタグラムを更新する。

(4) イベントごとにチラシデータ2種類（A4サイズ、16×9サイズ）を作成し、SNS等で周知を図る。

(5) サポート体制の確立

サイクリングイベント開催時には必要に応じてサポートスタッフの配置や救急対応の体制を整える。

(6) 参加者ニーズの把握

イベント参加者に対してアンケートを実施し、参加者ニーズの把握を行うことで、イベントのブラッシュアップを行う。

(7) その他、「自転車でひろがる人・まち」づくりプロジェクト推進に有効な取組の企画・実施に係る業務。

4 委託費 820千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 証憑書類の保管

証憑書類は必ず保管し、事業実績報告書とともに写しを提出すること

7 委託契約について

- (1) 本委託契約に係る委託料は、必要な場合、一部前金払を可能とする。
- (2) 受託者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、徳島県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託業務を行うにあたり、旅行業法、旅館業法、道路運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務中に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後、成果報告、収支報告等の実績報告書を委託者に提出する。